

■ 研究論文

大正期の琵琶湖南部における「風景利用」計画と名勝仮指定による景勝地の保護と利用

Preservation and Development of Scenic Areas in the southern part of Lake Biwa in the Taisho Period

山口 敬太*
Keita YAMAGUCHI

Abstract : mLake Biwa is one of the earliest cases of large regional tourism development and scenic preservation in modern times in Japan. This paper clarified the process of developing ideas of scenic tourism and revealed the way of managing the scenic preservation system in Lake Biwa in the Taisho period. In 1914, Shiga prefecture carried out a “Scenic Investigation” with an expectation of hosting foreign travelers and national park designation. *Seiroku Honda* and *Takanori Hongo* lead the scenic investigation and evaluated scenic spots as resources for tourism over the whole Shiga Prefecture. And they illustrated ways of developing the scenic areas and building infrastructure and transportation system for tourism. Their plans took the lead in enhancing scenic spots in Lake Biwa. Furthermore, this paper revealed the details of scenic area designation in 1921 and the controversy surrounding the factory construction and scenic preservation. A part of the scenic preservation area was terminated with the aim of industrialization in 1927, then in 1937 the waterfront area was designated as scenic districts under the *City Planning Act*.

Keywords : *national park, prefecture-designated scenic beauty, tourism development, Seiroku Honda, scenic districts, cultural landscape*

キーワード : 国立公園, 名勝仮指定, 観光開発, 本多静六, 風致地区, 文化的景観

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

本研究は明治末から大正期にかけての琵琶湖南部の景勝地における「風景利用」計画と名勝仮指定（湖南勝区）を取り上げ、景勝地の保護と利用の経過及び内容について明らかにするものである。

日本における自然風景地の保護及び利用の先駆けである国立公園運動は、明治44（1911）年2月の第27、28回帝国議会で提出された日光山と富士の国設公園設置に関する建議がその始まりとされる。時を同じくして史蹟名勝天然紀念物保存の法制化も進められ、たとえば日光山の保護と観光開発をめぐる議論は、大正3（1914）年に発刊された『史蹟名勝天然紀念物』誌上を賑わせた。その後国立公園運動は、大正9（1920）年以後の内務省地理課による名勝地の調査、大正10（1921）年以後の内務省衛生局による国立公園調査により本格化する¹⁾。しばしば指摘されるところであるが、自然破壊をもたらす開発に批判的であった内務省官房地理課と、自然風景地の利用開発論を唱えた内務省衛生局保健課の間には、自然保護を前提にするか否かといった点で、国立公園に関する考え方に本質的相違があった。その背後で、史蹟名勝天然紀念物保存協会が風景の保護を、日本庭園協会が利用を主唱し、論戦を展開した。

一方、名勝地を地域制の公園のように経営した事例としては松島が先駆けであった。宮城県内務部は本多静六に委託して明治42（1909）年3月に「松島公園経営案」を作成し、実際に明治44年（1911）頃から整備を進めた²⁾。このような名勝地経営や国立公園設置運動の背景として、大日本博覧会の開催³⁾による外客誘致の期待が指摘されている。本多静六はこの頃から地方の公園や名勝地の計画に関わり、「風景利用策」として軽井沢遊園地（1911）、琵琶湖（1912）、厳島（1912）、箱根（1914）、日光（1914）などの観光開発計画を立案した。なかでも本研究で取り上げる琵琶湖の観光開発計画は、滋賀県内務部が本多らに依頼して策定されたものであるが、本多の仕事のなかでも最初期のもの

であり、その規模も突出して大きく、その後の実際の整備との関連も認められることから、近代日本における景勝地開発史上、重要な位置を占めるものと考えられる。

景勝地の保護については、大正8（1919）年4月の史蹟名勝天然紀念物保存法の施行により、一定の現状変更行為の制限・所有権制限を課すことができる仕組みが整った。開発地や居住地を含むような広域にわたる「名勝」の保護は、昭和初期までの内務大臣指定に限れば、松島（1923）や厳島（1923）、十和田湖（1928）や上高地（1928）などとどまる。一方、史蹟名勝天然紀念物保存法第1条第2項⁴⁾に基づき、地方長官による仮指定によって、名勝の保護がなされていた事例もある⁵⁾。村串によると、富士山麓開発論争のなか、大正13（1924）年3月に山梨県知事によって、青木ヶ原を中心とした原始林約4万haが「富士山麓（嶽麓）」として名勝仮指定されたが、これは乱開発に先んじて北麓一帯の自然を保護し、開発に規制の網をかけるためであった⁶⁾。琵琶湖南部において「湖南勝区」が名勝仮指定されたのは大正10（1921）年8月であり、これに先んじる⁷⁾。琵琶湖の場合は、1919年施行の都市計画法風致地区制度の運用以前に、湖岸を中心とした凡そ1600ha⁸⁾強と広域にわたり、開発制限をとまなう景勝地保護制度として運用された。地方長官指定の名勝仮指定とその運用は、わが国における景観保全の歴史を考える上で重要な事柄であると考えられるが、この制度運用の実態はほとんど明らかにされていない。

以上をふまえ、本研究では近江八景で知られる琵琶湖南部の景勝地を研究対象として取り上げ、明治末から大正期の景勝地の保護と利用の動きを明らかにする。具体的には、本多静六による「森林公園と琵琶湖風景利用策」（1912）、滋賀県から委託を受けた本多・本郷高德らによる「風光調査」及び「風致的計画」（1915）、名勝「湖南勝区」の仮指定（1921）とその一部解除を取り上げ、これらの経緯を明らかにするとともに、各調査や構想にみる風景の評価のあり方を明らかにする。

* 京都大学大学院工学研究科

（２）研究の位置付け

琵琶湖沿岸の観光開発の取り組みの先駆けと言えるものが、本多静六らによる景勝地の調査と利用開発計画からなる『滋賀県風光調査報告書』（1915，全74頁）である。これは、琵琶湖の天然公園化を前提にした観光開発論であったが、大正6年の富士北麓開発計画よりも早い時期のものであり、日本における最初期の本格的な広域観光開発計画論といえるものであった。

その後の国立公園運動のなかでは、琵琶湖は大正10（1921）年1月に田村剛によって挙げられた16の候補地のうちに「二流」としてではあるが選ばれ⁹⁾、本多静六の20案（1924）のひとつにも選ばれた¹⁰⁾。一方、山岳風景や大風景の重視のなか、史蹟名勝天然記念物調査会14案（1922）、衛生局長16案（1923）には選ばれず、終には国立公園の指定を受けなかった¹¹⁾。戦後、田村剛は『国立公園講話』（1948）のなかで、琵琶湖は国立公園としてなお有力ではあるが「最大の欠陥は、その自然的景観地が、農林業、水力電気事業、工業等の施設のため、かなり破壊されてゐる点である」と、その景観の破壊が国立公園選定の妨げになったことを指摘している¹²⁾。大正後期から、宅地や工場の開発に対して、湖南勝区の名勝仮指定（1921）を通じた景勝地の保護が進められたが、この保護策が十分に機能しなかった可能性が考えられる。この成果と限界やその背景は明らかにすべき課題である。

大正期以降の景勝地の保護と利用に関しては、国立公園の成立過程に関する研究の中でしばしば論じられ、松島、日光、富士などの事例研究に豊富な蓄積がある^{13)～16)}。なかでも大正3年以降の日光国立公園設立をめぐる、名所旧蹟の保護と観光開発促進の両面の主張、対立はその典型として広く知られる。また、史蹟名勝天然記念物としての名勝の保存^{17)～19)}や、本多静六の「風景利用策^{20), 21)}」についても研究が進められている。

琵琶湖南部における近代の景観形成については、『滋賀県史 昭和編』全六巻²²⁾や、大津市史『大津市史²³⁾』、『新大津市史²⁴⁾』、『新修大津市史 五一九巻²⁵⁾』、山口ら²⁶⁾の研究が明らかにしている。既往研究と本研究で用いた資料をもとに、琵琶湖南部の景勝地の開発と保護に関する事項を整理した（表－1）。昭和初期には国際観光ホテル（琵琶湖ホテル）建設や、観光道路の建設が進んだことが知られるが、1910年代の「風景利用」計画はこれらの琵琶湖観光開発の起源としてみることができる。また、名勝「湖南勝区」の仮指定（1921）は、大津都市計画風致地区の指定（1937）に先駆けた風致保護策であり、これらの関係性も小さくないものと考えられる。しかし、大正期以前の景勝地の保護や利

表－1 琵琶湖南部の景勝地の開発と保護に関する年表^{22)～26)}

西暦	琵琶湖南部における開発・事業の動向
1902	長等公園の開園（長等山約8ha）
1911	大津湖岸（石場・坂本町）埋立計画の立案（大津市会）
1912	大津市林野講習会において本多静六講演 →「森林公園と琵琶湖風景利用策」（本多）
1913	滋賀県会「風光調査ニ関スル建議」の可決（翌年調査）
1915	→『滋賀県風光調査報告』、「風致的計画」の立案（本多ら）
1921	名勝「湖南勝区」の仮指定 来迎寺・工場位置変更と湖南勝区指定範囲拡大の請願
1925	滋賀県会・保勝区域内の工場化に関する決議案の提出
1926	4月 滋賀県知事による東洋レーヨン株式会社工場の認可 7月 大津工業会による「湖南勝区縮小二付請願書」の提出
1928	湖南勝区仮指定の一部解除
1932	瀬田川沿岸遊歩道の完成 大津都市計画街路網及び埋立計画の決定
1934	柳ヶ崎・琵琶湖ホテルの開業 山中越ドライブウェイ（大津市錦織・山中間）の開通
1936	琵琶湖周遊道路の完成
1937	大津都市計画風致地区の指定

（注）網掛けは保護に関する事項、矢印は事象間の関係の可能性を示す）

用開発の内実に関しては、湖南の工場建設の政治的背景が明らかになっていること²⁷⁾を除いてほとんど明らかにされていない。そこで本研究は、未だ明らかにされていない大正期における琵琶湖の景勝地保護と利用の動きについて、主として滋賀県（県政史料室）所蔵の滋賀県歴史的文書や県議会の記録、新聞等から確認できる限りにおいて明らかにする。なお、本稿での資料原文の引用に際しては、読みやすさを優先し、カタカナはひらがなに適宜改めて引用した。

2. 大正期の琵琶湖の風景利用計画

（１）本多静六「森林公園と琵琶湖風景利用策」（1912）

琵琶湖沿岸では景勝地の保護に先立ち利用論が展開された。明治35（1902）年、滋賀県下最初の公園として長等公園が開園したが、これは桜の名所として古歌にも詠まれ、眺望にも勝れていた長等山の八町四畝歩（約8ha）の国有林を公園化したものであった。明治39（1906）年度には市費で桜三千五百本、楓千五百本、その翌年度には桜九百本、楓百本を補植するなどし、山林の公園化が進められた²⁸⁾。一方、湖上遊覧については、太湖汽船（1882年設立）と湖南汽船（1886年設立）の両社が琵琶湖遊覧事業を展開した^{29), 30)}が、京津電気軌道の京都三条一浜大津間開通（1912年）後は、鉄道と汽船が連携して遊覧客の招致に努めた。

琵琶湖における広域的な観光開発論の先駆けとなる動きは、明治45（1912）年7月19日の大津市林野講習会において行われた本多静六（東京帝国大学教授・林学博士）の講演に認められる³¹⁾。講演の内容は「森林公園と風致利用策」として十日間にわたって新聞紙上で発表され、その後「森林公園と琵琶湖風景利用策」（1912）として冊子にまとめられた³²⁾。以下では本資料をもとに、その計画案の内容とその特色を示す。

本多は日本各地で数多くの「風景利用」策、すなわち景勝地開発方策を提案しているが、琵琶湖のものは軽井沢や別府温泉と並んで最も初期のものである。その主旨は、スイスやイタリア、フランスのように、天然の山水風景を巧みに利用すれば、それが「確に幾百萬円に適當すべき一大資本」となるというものであり、風景の観光資源としての価値、開発による経済的効果の大きさを主張するものであった。

本多は講演のなかで、交通機関の発達により市街から離れた公園遊園地を利用する機会が増えたこと、市内において大公園をいくつも造ることは経済上出来ないことを挙げ、山林を「森林美学の原則に従う」やり方で整備することが必要だと訴えた。また、欧州の公園整備とホテルなどの遊覧施設整備、景勝地開発の実例を多数挙げた上で、大津市の風致利用策を提案した。ただしこの度の踏査は、1日12時間を3日間、徒歩と船によるもので、「殆ど此土地の風景は知らない 殊に自分が道楽で面白半分に調査した」にすぎず責任のある成案を立てることは出来ないとしている。

大津市周辺を対象とした景勝地開発案としては、大津市背後の長等山一体の山林を築山に見立て、琵琶湖を泉水に見立てた上で、山林の中に道を造り公園とすることを挙げ、具体的には、1）交通機関の統一、2）上下水道の設備、3）湖畔遊覧道路の造営、4）湖岸に張り出した水上ホテルの設置、5）三井寺一帯の森林公園整備と山腹の廻遊道路の造営、6）名所旧蹟における遊覧場の整備、7）石山・阪本など各方面の回遊区域の連絡、8）新たな遊覧娯楽の設備、9）天然植物園と果樹園の造営、10）保勝団体の設置、など多岐に亘った。なかでも最も力点が置かれたのが遊覧地を連絡する道路整備であった。それは、「天然風景なる資本は交通機関の設備を俟て始めて資本の用をなすべきもの」という考えに基づいていた。特に、湖畔遊覧道路として、大津を中心に南は石山、北は唐崎、阪本方面へ湖岸沿いに、自動車通行とともに散歩が出来る様な広い並木道をもつ道路の必要性を訴えた。同時

期の天津市では、市長経験者を中心に天津市湖岸の埋立開発が図られており、湖岸逍遙道路の整備を計画立案しているところであった²⁶⁾。

本多は聴衆に対し、「天津市は前に日本一の大泉水即ち風景に富む琵琶湖を控えて居る 此泉水と築山とを前後に控えて居る天津市が其附近の山水風景を利用する事は是れ天津市當然の義務にして之を利用せざるは天津市の恥辱否滋賀縣の恥辱否寧ろ日本帝国の一大恥辱であります」とまで断言し、その景勝地開発の必要性を主張したのであった。

(2) 滋賀県「風光調査」とその経緯

本多静六による「森林公園と琵琶湖風景利用策」(1912)の発表の翌年、大正2(1913)年11月11日の滋賀県会において「風光調査ニ関スル建議」の建議案が提出され、可決された。建議文の一部を通常滋賀県会会議事録をもとに以下に示す。

「一碧萬頃の琵琶湖を有し繞らすに青山大岳を以つてせる我が滋賀県は此風光明媚の山水を利用し以つて萬國紳士文人の遊覧地たらしむべき設備を為すは県下人民の福祉を増進するものと認む故に当局者は速かに之が設計調査の方法を計画し本期議会に該調査費の提案あらんことを望む³³⁾」(建議文)

これについての建議提出者総代である園田半五郎県会議員の説明によれば、「琵琶湖を利用して内外の觀察を迎へやうと云ふ建議であります(…)之れを十分に利用したならば必ず内外の貴賓を迎へることが出来る(…) (外客の少ないのは)風景の美がないと云ふのではなくして其設備が不完全なるが為め」、「近江八景と云ふものの声は段々と小さくなったやうな感じがあります(…)昔の如き小さいな近江八景を以て誇りと致して居れませぬ、此湖水全般に互つたところの近江八景と云ふものを紹介するが必要だ」、「近年国設公園を設けると云ふ声もあり(…)近き将来に於て之れは必ず實現するに相違ないと私は信ずる」とある。すなわち、この建議の目的と背景として大きく以下の三つが挙げられる。

1) 外客誘致が目的であったこと、2) 琵琶湖全体にわたる新たな近江八景を紹介することが必要であったこと、3) 将来の国立公園指定への期待があったこと、である。また園田は琵琶湖地域の絶景として、中山道摺針峠や彦根城、安土山、海津、雄松崎などを挙げている。本建議は大正4(1915)年に京都で行われる大正天皇即位大礼(御大典)を見越したものでもあり、同年の議会では「御大礼記念事業計画ニ関スル建議」も可決された。

本建議を以て、大正3年度の県予算に臨時費として八百円の風光調査費が計上された。この調査にあたり、滋賀県内務部は東京帝国大学教授の本多静六と、同講師の本郷高德に調査を依頼し、囑託とした。この調査と並行して、滋賀県内務部地方課は、大正2(1913)年12月、他府県に宛て「遊覧地施設ニ関スル件」を照会した³⁴⁾。その回答の状況は、新設改良としてそれぞれ宮城県「松島公園経営案」、広島県「厳島公園改良案」、長野県「軽井沢及木曽の風光調査」の進捗に関する回答があり、資料が送付された³⁵⁾。滋賀県は同時代の他府県での風景利用計画の立案を参照していた。

琵琶湖における風光調査の様子は、滋賀県歴史的文書『大正三年庶務 附風光調査』所収の「大正三年風光調査実査日誌³⁶⁾」(滋賀県庶務課)に詳しい。同日誌によると、本郷高德は大正3(1914)年8月3日の夕方に天津に到着し、4日から20日までのうち12日間(11-13, 17, 18日を除く)において滋賀県全域にわたる実地調査を行った。案内は滋賀県森林課の堀江督三技師による。調査にあたり本多と本郷は事前に、対象地に関する参考図書や地図、各地から提出された意見書類を収集し、それを参考にした上で、ほぼ県下全域にわたり網羅的に史蹟・名勝を踏査した。技術的な面としては、調査にあたり滋賀県に「御準備相願度モノ」として、「施設御豫定地の略図殊に遊園地又は庭園の設備豫定地域

は六百分の一に三尺(約0.91m)毎の高低線を加へたるものを製図厚紙に書き置かれ度事 簡單なる測量製図用具(平板、巻尺、縮尺面積計算器)」と指示し、これらの準備を要請した。遊園地の整備計画の立案のためであると考えられる。

本多静六は13日に来県し、14日から16日までの3日間、本郷らとともに実地調査を行った。これより詳細な調査は実質的に本郷によってなされたものとみてよい。この調査報告が8月17日午後5時より天津市県公会堂において行われ、その概要が「江州の風光調査」として新聞紙上³⁷⁾に発表され、後に詳細が『滋賀縣風光調査報告』(滋賀県、1915)としてまとめられて各方面へ配布された。県下の各郡市役所に535部、その他議員や寺社に228部の送付の記録が残る。

(3) 本多と本郷による「風景利用」計画の立案

『滋賀縣風光調査報告³⁸⁾』(全74頁)をもとに、その計画案の内容を示すとともに、利用資源としての「風景」の評価について考察を行う。まず、調査の目的は「名勝、史蹟全部及び隠れたる箇所を実地に踏査し、各箇所に就き其風光的価値、特徴、改良事項、交通関係、遊覧の設備、及其附近にある名勝史蹟所在地の連絡等を審かにし、之を以て将来行ふべき風致的計画即ち風景の保存と利用の材料に資せんとする」、また「風致的、遊覧の欠陥を研究して之れが改善に資せんとする」と記述される。この通り、遊覧地開発のための整備可能性を検討するものであり、景勝地の連絡、すなわち交通の現況調査と改善を主眼とした。

調査の結果、風光に対する「人工的の修飾並に設備」に欠陥が多い事を課題として、報告書全体を通じて、その改善策としての風景利用が主張された。実際に内容の8割以上が「風致的計畫(2章)」と「第一期計畫案(4章)」の計画提案に充てられている。その保護についても言及はあるが、「風景を利用せんと欲せば先づ之を保護せざるべからず」、「利用を目的として風景を破壊損傷するが如きことあらば是れ則ち資本の損失」である、との説明の通り、あくまで利用を前提とする保護の意味合いであった。本多らは「総論」において、スイスを例に挙げ、山水風景美は「固定セル生産資本」、幾億圓に匹敵すべき経済資本だと位置づけていた。その利用の方針は、1) 景勝地の連絡・系統を充実させて遊覧における不便をなくす、2) 風致的な修飾を行う、3) 山水に適する遊覧の設備をなす、という三点に集約される。とりわけ遊覧設備の充実により、遊覧客をして「戀々として去る能はざらしむる」、すなわち遊覧客の長期滞在を実現することと、遊覧系統としての交通の完備が強調されている。なお、遊覧設備としては、旅館や飲食店のほか、遊園地、動植物園、展望台、遊泳場、競艇場、水浴場、公衆の休憩所などが挙げられ、湖水の風景を利用した施設や、眺望良好な箇所に展望台や休憩所を設ける事が提案された。

交通機関については、「彼の都市に於ける公園又は遊覧地の如き小規模なる局部的たるを許さず」とし、「廣く一郷一國」にわたり系統・連絡を行うとしたが、本計画をして本多自ら「廣く一縣下に亘りて之を行ひたるものあるを聞かず」、「其計画が大規模たるべし」とあるように、当時の日本において例を見ない大規模な観光開発計画であったことは自覚されていたようである。提案内容の詳細については本稿では取り上げないが、陸上、水上、水陸の交通機関の改良及び統一及び回遊線路網について、まず回遊線路網を「風景利用上最も必要ナ事」とした。滋賀県の将来の山水風景利用は必ず自動車道が主となるとして、自動車道の整備を掲げ、特に「陸上ノ最重要ナル回遊線」として天津市を起点として今津―梅津―塩津―中ノ郷―長浜―彦根―八幡―草津を連絡して再びに天津に至る路線と、滞在時間に応じた県下全域を包含する大中小諸種の回遊線路を設定した(図-1)。本多らの提案との関連は定かではないが、提案内容とほぼ同様の路線が琵琶湖周

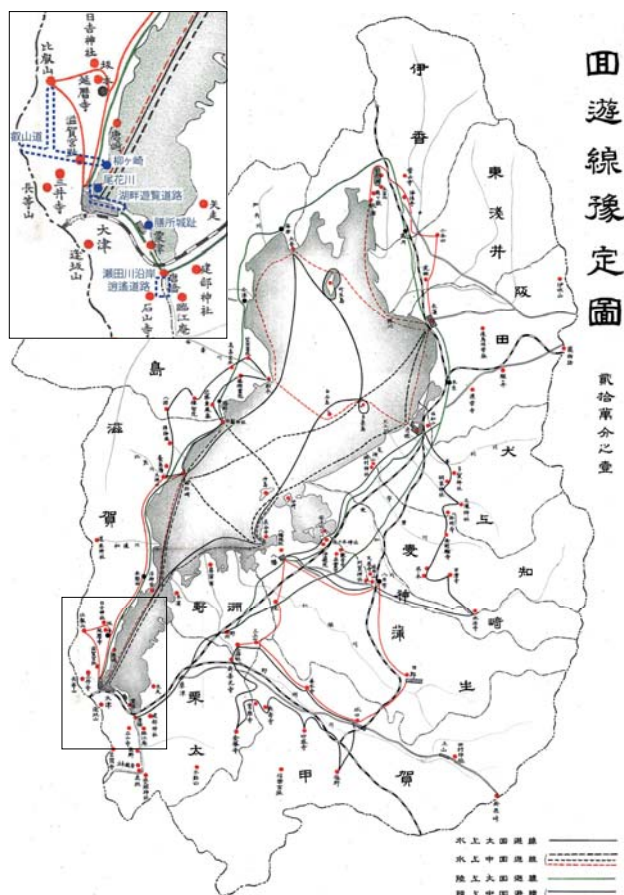


図-1 『滋賀県風光調査報告』(1915)中の回遊線路網計画
(大津周辺の枠内は図左上部に拡大し、観光施設名を加筆)



図-2 1926年頃の「琵琶湖めぐり」遊覧船案内
(琵琶湖協会編(1926):琵琶湖へ:琵琶湖協会,所収)

遊道路として昭和11(1936)年に完成し、竣工の際には、湖国観光上の重要な使命として建設されたこと、大正末にはその着想があったことが述べられている³⁹⁾。また、大正14(1925)年には八景めぐり(大津-南郷遊園地-堅田)の定期遊覧就航が開始されている(図-2)。

大津市周辺を対象とする「第一期計画案」では、石場-浜大津間の湖畔道路や、「逍遙道路として最も価値ある」山腹の比叡山道の造営が提案された。湖畔道路は「諸種の改良設備中最焦眉の急なるべく、此道路の落成を待つて茲に始めて其他の新設備を行ふを得べし」とするほど重要視され強調された。これは湖岸を約80m幅で埋立てた湖岸側に設けて幅員約12.6mをとり、歩車道を分離して湖畔に約4.5mの散策用の逍遙道路を設け、二列の並木を植樹し、車道ともう一方の歩道に列並木を設けるという構想であったが⁴⁰⁾、この素案には後に大津市が発表する湖岸埋立・湖岸逍遙道路計画案と強い関連性、空間像の類似性が認められる⁴¹⁾。

また、比叡山道の逍遙道路化も後にドライブウェイとして実現した。これらのほか、1) 瀬田川沿岸においては逍遙道路と風致樹植栽、遊園地整備、2) 膳所城址の遊園地整備、3) 柳ヶ崎(湖岸)の遊園地、4) 尾花川競艇場などの観光施設整備が後に実現した⁴²⁾。一方、実現しなかったものとして、栗津の松並木の回復と新設、柳ヶ崎の水族館や遊郭移転などが挙げられる。

以上のように、本多らの観光開発案と後年に整備された観光施設とを比較すると多くの共通点を見出すことができる。本多らの観光計画案が琵琶湖沿岸地域における観光事業のマスタープランとしての役割を果たした可能性を指摘したくなるが、それを直接的に示す確たる証拠は得られていない。

(4) 景勝地開発計画への反論: 羽根田文明の『湖国風光論』

総じて本多と本郷の調査報告は、風光や名勝地の保存には力点は置かれず、この風光の勝地に国内外から遊覧客を多く招致し、滋賀県内の繁栄を図るには、いかなる風致修景や施設設備をすればよいかを示すものであった。この『滋賀県風光調査報告』が発行された後に、滋賀県下より届いた意見書は数十通に達した⁴³⁾というが、この本多らの景勝地開発案に対し、「没趣味漢の妄計」と断じて、真っ向から論陣を張ったのが近江の国学者、羽根田文明であった。羽根田の43頁に及ぶ『湖国風光論』において論じられた批判の要旨は、1) 保存が主目的ではない繁栄策に過ぎず、遊覧の設備が天然の風光を破壊する恐れがある。2) たとえ設備を施したとしても巨萬の遊客が来る理由がない。3) 近江の風光の特色は、詩、歌、俳句、書、絵画にみる「純日本式の古雅なる趣味」、「風流趣味」であり、現在の風光を賞し、勝地に遊ぶとともに古き歴史を連想することにある、というものであった⁴⁴⁾。たとえば、唐崎の一大老松、湖上を見渡す風光には「明智左馬之介の湖水渡り伝説の雄姿」を連想し、栗津松原の湖河の清流や湖東の連山の眺望には「今井兼平の栗津の戦い」を連想し、また石山寺の山紫水明の景趣には「源氏物語と紫式部の清麗の志操」を連想するといったものであった。景勝地開発については、以下の通り述べる。

「風光は天然の美術自然の風物にて、山霊水伯の自然美を表はす仙境である(…)風光地、霊場に、餘り人工的設備を施し、交通機関の完全する時は、遊覧趣味、参拝信念を減殺するに至る、故に天然の風致、森厳の霊域を害せざる地點迄は、人工的設備は可なれども、風致、勝區に及ぼすことは絶対に不可である」

すなわち西洋的な遊覧設備や人工的設備を設けるがために、遊覧趣味や参拝信念を減じ、わが国固有の天然の風光を破壊する恐れがあることを指摘し、そうした開発方針に反対したのであった。羽根田の論はやや国粹主義的色彩が濃いものの、風光の特色として歴史の連想を第一として挙げた点では、本多らの評価の視点とは異なっており、また風景の利用に対して風景そのものを破壊する恐れがあることを警鐘したという点で注目し値する。なお、このうち風光の中の史実の想起は、後述する名勝「湖南勝区」の仮指定においても評価された視点であった。

3. 湖南への工場進出と名勝地の風致問題

本章においては、滋賀県歴史的文書のうち名勝仮指定に関する文書や名勝調査に関する調査報告、新聞記事等の資料をもとに、その指定における評価の視点、生じた問題とそれに対する対応の経過を示す。ただし史料上の制約から、把握できた限りの事実関係を示すにとどめる。

(1) 名勝「湖南勝区」の仮指定(1921)

大正8(1919)年に「史跡名勝天然記念物保存法」が施行されたのを期に、滋賀県内務部長を会長とする滋賀県保勝会が設置され(1920年6月設置)、同会が県下の史蹟名勝天然記念物の調査、

審議を進めた⁴⁵⁾。大正10(1921)年8月30日には滋賀県知事堀田義次郎によって名勝「湖南勝区」として仮指定された⁴⁶⁾。名勝仮指定は、昭和14(1939)年2月の時点までに国内で8件存在したが⁴⁷⁾、最初の指定が大正9年11月に富山県知事により指定された「義経雨晴」(雨晴海岸)であり、「湖南勝区」は二例目であった。大正末までには先述した「富士山麓(嶽麓)」を含めて三例しか存在しない⁴⁸⁾。

仮指定とは内務大臣による指定ではなく府県知事による指定を指す。史跡名勝天然記念物保存法では史跡等について主務大臣による指定制度をとったほか、必要があるときは地方長官が仮指定の措置をとることを可能とした。仮指定された対象については、区域内の建築物の新築や改築、工作物の設置にあたり県知事の認可が必要とした。ただし、司法・大蔵・陸軍・通信・鉄道各省用地及び国有林、神社寺院の境内地を除いた。

名勝調査の報告書には、名勝仮指定にあたっての評価の視点について、この湖南一帯の風光が自然の明眉にして闊達であることのほか、「八景の名の普く人口に膾炙して屢々詩歌に詠はれ絵画に寫され、過去久しきに亘つて國民の風景鑑賞の基準となり、またその趣味情操の淵源ともなり来つた」ことが評価されている⁴⁹⁾。またこの指定の背景としては、明治以後の天津市や膳所町などの湖南地方の急速な発展や湖上の汽船の出現が、「特殊の風趣を消滅」させ、「漸次由緒ある史蹟を湮滅せしめ、往々にして秀れたる風致を破壊するが如き傾きある」ことを憂慮して行われたと説明されている。その風光の評価については、土地の歴史が「四邊の風光と相俟つてその名勝価値を高むる」とあるように、秀麗さや壮観さなどの景観上の価値にとどまらず、その附近に起こった幾多の史実を想起させることが評価された(表-2)。

指定当時の新聞報道からは、工場を建てる際には知事の認可が必要であることが報じられるなど、特に工場の新設に対する保護措置の意味合いの強さが読み取れる⁵⁰⁾。また、その範囲の広範さについても、「かく廣い地域が名勝に指定されたは全国ではじめてのこと」と報じられている。その指定の範囲と内容は、石山寺を中心とする石山、瀬田唐橋を中心とする瀬田、粟津の松原、矢橋港、三井寺、唐崎といった旧来の近江八景のうち六景の名勝地を包含するものであった⁵¹⁾。実際に指定された面積は公報等の資料には認められないが、目安として地図(図-3⁵²⁾)をもとに算出すると1600ha強であったことを確認した。ただし、そ

表-2 名勝仮指定「湖南勝区」における景勝地の評価

場所	評価(執筆著)(『滋賀県名勝調査報告 第一冊』より引用)
石山	伽藍山や瀬田川の清流を中心に「四季の景観絶佳」にして「山水明媚」、特に「秋月の玲瓏は無比」とされて近江八景の一に加えられている。(小島)
瀬田	周囲の景観は「風色秀麗を極め」、「萬人の心境をして快闊ならしむるのみならず、古来この附近に起つた数多の史實を想起せしめる」。(様々な史実)「四邊の風光と相俟つてその名勝価値を高むる」(阿佐)
粟津	「その景観の主たるところは古くは田圃の間に松並木があり湖上の風光、膳所の市街城郭等を望見するところにあつた(であろう)」。この松並木の景観も、旭絹織の設置後は「工場地帯と化し」、自動車や工場の煤煙等により「折角の風致も漸次荒廃して老樹も枯損伐採し是れを顧みるもの少く昔日の面影はいづつか薄らき行く」(阿佐)
矢橋	湖上交通の経路上にあり、「大舟小舟のこの港湾して帰へり行く様は眞に一幅の絵を見る思があつた」(阿佐)
三井寺	「観音堂のある所は頗る眺望に富んでゐる(…)三上の諸峰を一時の中に収め風光絶佳」とされ「近江八景の一にして而もその最たるもの」と評された。(橋本)
唐崎	「湖上より眺めたる風光絶佳」(橋本)

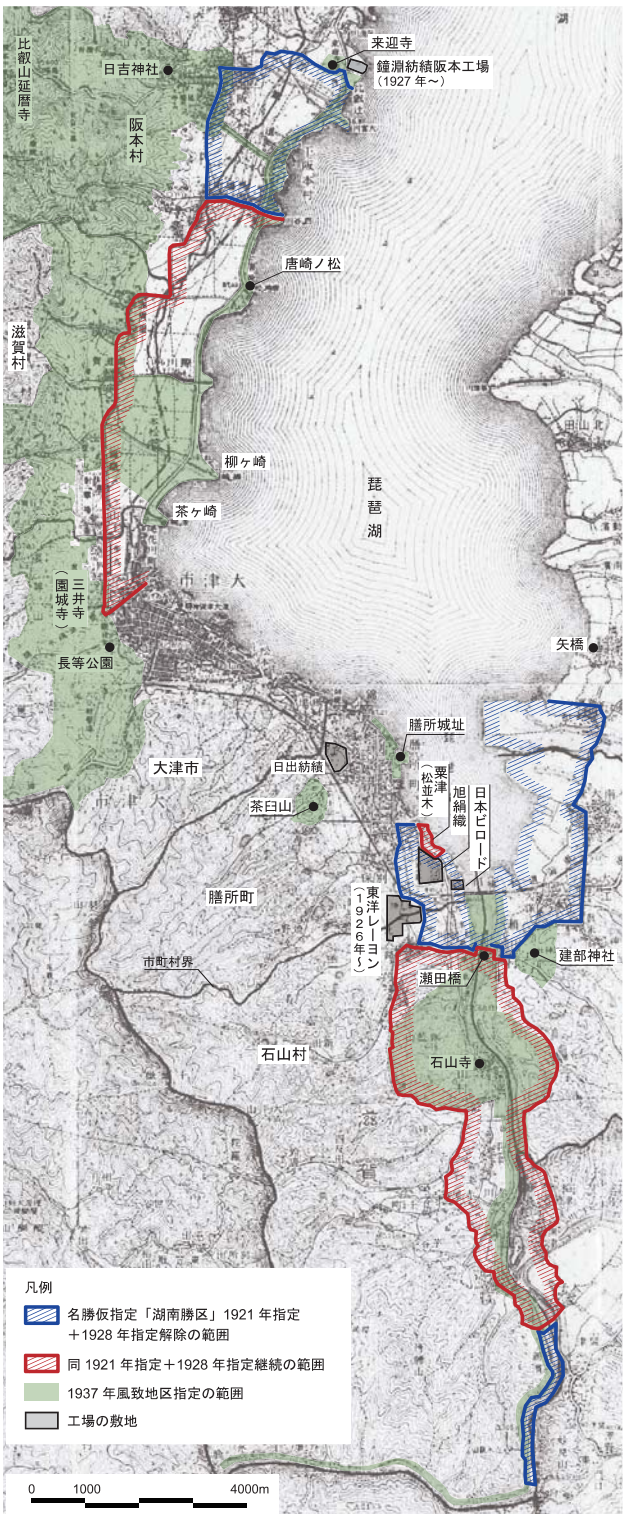


図-3 名勝仮指定「湖南勝区」指定区域とその変遷
(下図は「大津都市計画区域図」(1929, 国立公文書館蔵))

の名称については「(近江)八景の名の漸くその實に協はざるに至つた」ため、すなわちその現況の姿が「近江八景」の名に伴わなかったために、「名を湖南勝区と改め称するに至つた」という。

制度運用の方針としては、「その地域内に於ては特に認可せられたものの外一切の現状変更を禁止する」ことを趣旨とするものであった⁵³⁾。名勝仮指定範囲内における住宅等の建築についても県知事の許可が必要とされた⁵⁴⁾。森林法による風致保安林

の保護を除けば、風致の保護を目的として、これほど広範囲に建築等の制限を行うことはわが国では前例がなかった。制度上は既に旧都市計画法（1919年制定）のなかの風致地区にその可能性が開かれていたが、最初の風致地区指定は1926年の明治神宮周辺（約27.6ha）を待たねばならず、この時点ではまだ前例がなかったことに加え、大津は都市計画法の適用の見込みもなかった（1928年に適用）。この名勝の仮指定による広域にわたる区域内の建築行為の制限は、日本における景観保全史上特筆すべきものであったといえよう。

（2）来迎寺の風光保存問題

湖南勝区として名勝仮指定を行って（1921年8月）一年も経たない間に、湖南勝区に隣接した来迎寺の東部において工場設置が進められ、これに対して名勝保護の要望が出された。滋賀県歴史的文書「事務引継書⁵⁵⁾」（堀田知事より末松知事への引継書類）に所収の「建議案」（鶴澤・県内務部長の押印あり）によれば、大正11（1922）年8月に滋賀県保勝会調査員・牧野信之助（県史編纂主事）が滋賀県知事・堀田義次郎に宛て建議を提出した。建議案「来迎寺門前二近接シテ将ニ建設セラレントスル製糸工場ノ位置ヲ変更セシメ併セテ湖南勝区ノ区域ヲ延長セラレンコトヲ望ム」の主旨は、比叡辻来迎寺に近接する土地に建設される製糸工場の位置変更と、湖南勝区の区域拡張であった。既に鐘淵紡績株式会社は来迎寺に近接して約1.8万坪の土地を買収し、滋賀県による工場設置の許可を得て、敷地築造のなかにあった。その土地は湖南勝区に隣接しているものの、含まれてはいなかったのである。工事は数棟の大建築と八十尺、百二十尺の大煙筒を含んでいた。

これに対する牧野の名勝保護の主張は、1）来迎寺が「風光の明媚湖南勝区中の雄」であるのに加え「寺院の特色はこの山水水態と不即不离」にあること、2）寺記によれば浄土教の先覚である恵信僧都が「この地に水想観を凝て弥陀来迎の儀相を画」いたこと、3）「来迎の儀相が我美術上に及したる影響并にその浄土教の思想が後世の宗教界に及ぼしたる影響の大なるに更に贅言の要なかるべき」であること、の三点に基づいていた。今後、工場の大建築、煙突、煙突からの黒煙が上れば、浄土教並びに浄土教美術の根元地たる清浄無比の精舎の風光は壊滅する、「来迎感得の聖地は疑もなく一朝にして汚濁せらる」と訴えたのである。これを防ぐための工場の位置変更と、湖南勝区の区域拡張を求めたが（図-4）実現せず、鐘淵紡績株式会社は大正15（1926）年に阪本製糸所を新設し、その後の湖南勝区の拡張もなされなかった。この事例は、当時の工業発展と風致保護の対立の一端を示すものであるが、その判断は地方長官に一任されていたため、その意向によらざるを得なかった。

（3）栗津ヶ原の三井人絹工場設置問題

工場設置と風致保護の対立は栗津ヶ原でも認められる。湖南勝区（名勝仮指定）の指定以前に設置されていた旭人造絹糸株式会社の膳所工場（1919年設置）は、旭絹織が買収し人造絹糸工場を操業させた（1924年）が、大正末年頃には湖南地方において、商社・紡績系の人造絹糸工場の設置運動が盛んとなり、三井物産の東洋レーヨン株式会社（1926、石山工場）が琵琶湖畔に開設された（図-5）。この過程にある風致保護の動きを、新聞記事等をもとに明らかにする⁵⁶⁾。

三井物産は工場敷地として草津湖畔の矢橋と栗津ヶ原を候補地に挙げて、高橋守雄知事（任期1925.9-1926.8）と交渉にあたっていた。しかし、これまで数度、栗津ヶ原に工場設置する出願があったものの、栗津の晴嵐の保護のため認可を受けていなかった。堀田、末松の両知事は、県の観光政策に力を入れ、名勝保存にも尽力していたが、後任の高橋知事は工業振興を第一とあげていた。折しも、政友会と憲政会で争われていた政権は、護憲三派連立内



図-4 「湖南勝区」追加希望区域
（左：建議書添付図、右：地形図⁴⁹⁾に図示）



図-5 栗津における景観の変遷⁵⁷⁾（1895年、1925年、1929年）

閣を経て、1925年8月に憲政会の単独内閣となっており、それは官選であった知事の人事にも反映した。

問題は、高橋知事が三井物産に対して湖南勝区内に工場設置認可の内諾を与えたことに発する。大正14（1925）年12月9日の滋賀県会において、政友会派は知事不信任の意味合いを込めて、宇治電水利用問題と栗津の保勝区問題を決議案として提出した。決議案の提出者は佐野眞次郎ほか4名、賛成者17名であった。

「本縣の保勝區域に濫りに工場擴大の認可を與へ其の勝景を破壊せるのみならず隣接せる本縣農事試験場の試験成績に影響を及ぼす點に考慮を拂はさりしは甚た不注意の措置なりと認む⁵⁸⁾」（本縣保勝區域の工場化に関する決議案）

滋賀県会における佐野眞次郎による説明によれば、古来の名勝である栗津ヶ原は県が湖南勝区にも指定していたにも関わらず、県知事が旭人絹による工場の増築出願を許可したことに対し、決議案提出者らは、工場から排出される亜硫酸ガスが農業試験場の試験成績に影響を与えることに加えて、工場設置により風光が破壊される点を問題視し、異議を唱えたのである。質疑において、県当局は産業開発上必要であればこれを歓迎する、と答えた。本決議は同日可決されたが、これは府県制に根拠のない決議であったため実効力をもたなかった。結果、大正15（1926）年4月に工場設置が認可された。しかし実際には、東洋レーヨンの敷地は湖南勝区の指定範囲に隣接するとはいえず、含まれてはいなかったものである（図-3）。来迎寺の場合と同様、湖南勝区の指定範囲に隣接して申請され、認可されたのであった。

大津市史はこの決議をめぐる政治的対立を取り上げて論じているが⁵⁹⁾、名勝仮指定をめぐる風致問題は地方長官の判断に基づくものであったため、政治の影響を受けざるを得ず、時に政争の手段となったのである。

（４）湖南勝区縮小の請願（1926）と名勝仮指定の一部解除

高橋知事が工場設置の認可を東洋レーヨンに与えた三ヶ月後の新聞報道には、その認可以後、栗津方面に工場設置の認可申請が続出し、県が対応に苦慮したとある⁶⁰⁾。すなわち、「名勝栗津の晴嵐に旭絹織、東洋レイヨンの設置によって原形を破壊し盡されてゐる今日とて五十歩百歩であり、県もことごとく認可してよいやうなものの、その下流には勝地石山があり栗津は一面その関門ともなつてゐる影響することがひどいので、県は抜き差しならぬ破目に陥り目下悩んでゐる」とある。そこには往時の景観が失われつつある栗津と、それに隣接し今後も風致保護を維持すべき石山に対して、保護の線引きをどこで引くべきかという問題があった。

このような状況を好機とみて、大正15（1926）年7月、大津工業会は山口正・会長名で、高橋知事に宛て「湖南勝区縮小二付請願書」を提出した。滋賀県歴史的文書『史蹟名勝天然記念物』所収の同請願書の内容は以下の通りである。

「琵琶湖を国立公園とし遊覧的施設をなし世界の公園として誇るは決して不可なるにあらずと雖も本縣の富を増殖する為めには須く工業施設に俟たさるべからず（…）湖南の地交通至便且つ琵琶湖の水質は繊維工業及化學工業に適せり（…）然るに湖南勝区は其區域龐大にして工業の發展を阻害せられ頗る遺憾なる点有之候間相當部分の小区域に御縮小相成り工業の發展を期せられ度右総会の決議を以て此段及請願候也」（「湖南勝区縮小二付請願書⁶¹⁾」）

滋賀県はこの請願を受けて、石山村長に対し、保勝区域の変更についての意見照会を行った。昭和2（1927）年3月、石山村長・田中謙有之は高橋の後任の黒崎真也知事に対して、保勝区域内の名勝には既に昔日の面影なく、名勝地区として保存の価値が無いため、制限解除を希望する意見を伝えた。原文は以下の通りである。

「近時石山駅を中心とし附近一帯工業地となり各工場の建設に伴ひ住宅等も同増しに激増され栗津ヶ原一帯の景勝地は正しく破壊せられ大字鳥居川北大路の式部落は昔日の面影一変し到底名勝地区として保存の価値無く却て現下の趨勢と将来の發展を思へば或程度迄制限解除せられ度希望有し候間別紙地図表示区域を名勝地区として限定相成候様致度本村会の決議を以て此段開申仕候也」（議発第二五号「湖南名勝地区改正ノ義ニ付意見開陳書⁶²⁾」）

即ち、石山村は、湖南保勝区域（名勝仮指定）のうち、小字鳥居川及び北大路、国分の区域の解除を希望した。石山村が提出した図面（図-6）から石山村が保勝区域の存置を希望した範囲が分かる。逆に言えば、それ以外の指定区域の除外を希望したということになる。近江八景の一つである栗津ヶ原も、東洋レーヨン石山工場と旭絹織の膳所工場に隣接し、既にその景勝は破壊された、という主張であった。

昭和3（1928）年9月8日、仮指定湖南勝区のうち三ヶ所が解除された⁶³⁾（滋賀県告示第286号、滋賀県公報第173号）。新聞記事の報じる所によれば、従来保勝区域として、西部は阪本来迎寺以南、東部は矢橋以南と定めていたが、「工業立國に猛進する」ために一部の指定を解除した⁶⁴⁾（図-3）。「出来得る限り最大限度の縮小」の方針をとったとされ、北部は下阪本四ツ谷川以北が、南部は栗津の松並木を除く石山村北大路一瀬田橋以北の区域、瀬田川沿岸のうち新浜以南が指定解除された。このうち石山村の範囲については、概ね石山村の希望の通りに解除が行われた。地図を用いた目算によれば、従来の指定面積約1650haのうち、三ヶ所の解除の面積の合計は約620haであり、約1030haが保勝区として残されることとなった。栗津（松並木）は飛び地として残される事となった。

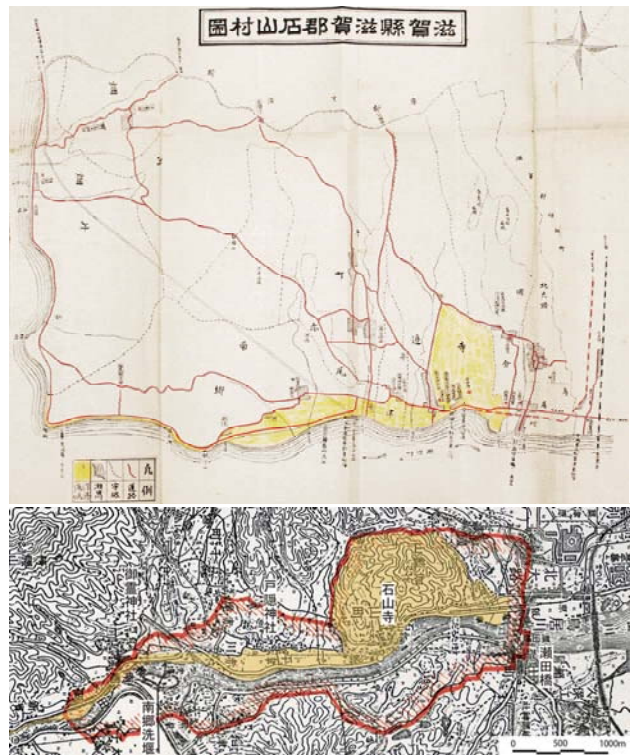


図-6 石山村が存置を希望した保勝区域の範囲
（「湖南名勝地区改正ノ義ニ付意見開陳書」附図、黄色部分は希望の保勝区域を示す。下図の基図は湖南勝区指定区域図⁴⁹⁾）

（５）建築等の制限の実態

湖南勝区の名勝仮指定は、戦後の文化財保護法の制定（1950）までは続いた。史蹟名勝天然記念物の仮指定は法律上、何ら期間が示されておらず、「實際上、仮指定のままに保留せられつつある」状態であったことが指摘されているが⁶⁵⁾、湖南勝区でも実際に仮指定のまま運用されていた。では具体的にどのような運用がなされていたのであろうか。

滋賀県歴史的文書中に名勝仮指定地域内建物建築に関する書類⁶⁶⁾が残されている。この書類によると、名勝仮指定地域内の建物（住宅等）建築の件については県知事の許可が必要とされ、許可願、建築仕様書、出願付近略図、建築設計図が副申書とともに提出されていた。風致上の影響を判断するために、申請者から提出された建築許可願には、建築の構造、用途、棟数、坪数のほか、外観に関わる軒高さ、棟高さ、屋根勾配、瓦の種類、壁面の色彩、建設材料などの仕様の記載が認められる。また、建設申請地の村長等から知事宛に提出される副申書には、「外部に顕はるる材料別紙記載の通りにして色合も不都合無之と存候」のような美観に関わる説明も認められる。書類を見る限り、通常の小規模な木造瓦葺平屋などの住宅であれば、風致を害しないものとして建設は許可されていたことが分かる。一方で、昭和4（1929）年8月12日に出された2件の通牒「名勝仮指定地域内建物建築二関スル件通牒（案）」を例に挙げれば、工場建設を申し出た申請者に対しては、「右は建物の構造粗悪にして勝景を害するの虞（おそれ）有之建築不可と存候」と不許可とし、また別件でも「該建設地は湖岸に沿ひ且同地附近は勝地保存上別邸の如きは當分建設せしめざる方針有之候別紙及返戻候」と、別荘のような建築の新設は認めない旨が記されていた。このような運用の実態から、都市計画法に基づく風致地区に先駆けて、県によって風致の規制誘導が行われていたことが確認できた。

（６）大津都市計画風致地区の指定

大津市は昭和2（1927）年に都市計画法の適用の指定を受け、昭和12（1937）年2月に大津都市計画風致地区が都市計画決定された。ただし、この指定範囲と湖南勝区が重なる範囲はその一部にとどまる。大津都市計画風致地区指定の理由書には、風致地区指定の背景として、「古来近江八景として遠く海外にその名を馳する観光都市」である大津市において、「近時市街地の発展に伴い動もすれば之等景勝の地も風致の毀損せらるる」可能性のあることが示されている⁶⁷⁾。都市計画滋賀地方委員会技師である児玉實も風致毀損の「危険性」の原因として工業化を挙げたが⁶⁸⁾、観光都市である大津市にあっては、「本市の生命とも申すべき自然の風景が漸次破壊され」る危険性がますます大きくなっており、まずは「風致景勝の破壊を未然に防止」して維持保存に努め、それを前提として、風致の保育や活用をなすことが計られたのであった。また、昭和12年2月9日に開催された第七回都市計画滋賀地方委員会においては、児玉が風致地区指定の趣旨を説明し、なかでも名勝の趣旨との差異について言及している⁶⁹⁾。すなわち、風致地区の目的は「風致景勝の破壊を未然に防止する為に豫め統制のある計画の下に維持保存し、更に進んで風致の保育をなさんとするもの」であり、この「保育」とは「天然の風致を活用致しまして、より民衆的に公園的なものたらしめる為に施設をなすことを意味」するとして、この「保育」を含む点が史蹟名勝天然紀念物保存法に基づく保存との相違である、とした。

この風致地区指定範囲は、瀬田川の河岸沿い、来迎寺を含む茶ヶ崎・唐崎・阪本の湖岸沿いの大部分を包含し、湖南勝区の指定のうち湖岸・河岸の指定範囲とも重なるところが大きい。たとえば、「瀬田川風致地区」（約457.8ヘクタール）は、瀬田川沿岸及び水面を包含するもので、石山寺を中心とする一帯の景勝地、瀬田の唐橋、南郷鹿跳、宇治川ラインに至る「沿岸の名勝」を含んだ。また、「下阪本湖岸風致地区」（約71.0ヘクタール）は、来迎寺、新唐崎、唐崎等の景勝地を包含するもので、「折角の湖岸地が将来再び大津湖岸の如き混雑せる状況を繰り返すことを恐れまして指定致さんとするもの」だと説明された⁶⁹⁾。これらの説明から、大津周辺のような工場等の開発によって風致が毀損することから景勝地を保護するための措置として、風致地区が指定されたことが読み取れる。

一方、三井寺周囲の長等山から比叡山にかけての山林、膳所城址、茶臼山などは風致地区によってはじめて保護措置がとられた。このように風致地区指定は水辺と山林の風致保護が際立つものであったが、湖南勝区指定を基礎としつつ継承発展したものであったといえよう。なお、風致地区における取締りは、地方長官が内務大臣の認可を受けて、命令を以て地区内における一定の行為を禁止または制限することとなっており、その管理主体は名勝仮指定の場合と同様であった。制度運用において共通点が多い事もその継承発展に役立ったものと考えられる。

4. 結語

本研究は、日本における景勝地の利用開発と保護の最初期の事例のひとつであり、近江八景の地としても知られる琵琶湖南部の景勝地を取り上げ、大正期の「風景利用」の構想と、名勝「湖南勝区」仮指定を通じたその保護と利用について、経緯や内実を明らかにした。具体的に示した内容は以下の通りである。

1) 滋賀県と本多静六らによる景勝地の利用開発計画（1912-1915）

明治45（1912）年の大津市林野講習会において本多静六が琵琶湖風景利用策に関する講演を行った翌年、滋賀県会において風光調査に関する建議が可決され、本多と本郷を囑託として調査が行われた。これは大正天皇御大典を背景とする外客誘致を目的としつつ、琵琶湖全体の資源の発掘と宣伝、将来の国立公園の期待によるものであった。本多らによる景勝地開発計画は、開発によ

る経済的効果を見込んだものであり、回遊のための交通改善を中心としながら、湖畔遊覧道路と叡山道のほか、瀬田川沿岸の逍遙道路、柳ヶ崎（湖岸）の遊園地化、膳所城址の遊園地化、尾花川競艇場など、後に実現する観光施設整備の内容を多く含むものであった。本多らの景勝地保護の考えは、あくまで利用を前提とするものであり、これに対し人工的設備が天然の風景を破壊する恐れがあるとして反対の声も上げられ、古き歴史を連想する事の重要性が主張された。

2) 名勝「湖南勝区」仮指定による風致保護（1921-1928）

大正10（1921）年8月、史蹟名勝天然紀念物法に基づく名勝仮指定としてはわが国で二例目の事例である「湖南勝区」が指定された。湖南地方の工業化や発展のなか、旧来の「近江八景」で知られる景勝地を保護することを目的として、1600ha超に及ぶ広範囲な風致保護施策が整えられ、これにより工場を含む開発は県知事の許可が必要となった。しかし、この指定後に名勝仮指定地区の隣接地において工場建設が進められた。来迎寺の風致をめぐっては、滋賀県保勝会調査委員である牧野が、浄土思想や水想観との関わりが強いとして、来迎感得のための風致保護の必要性を訴え、開発の抑制と仮指定範囲拡大の請願を行ったが実現しなかった。また、近江八景の一つであり湖南勝区内でもある粟津において人絹工場の設置の認可がなされ、この風致問題は政治問題にも発展したが方針変更はならなかった。この後に工場設置申請が続出し、大津工業会から知事に宛て湖南勝区縮小の請願が出された。石山村も工業発展を重視し、昭和3（1928）年に湖南勝区仮指定の一部が解除されるに至った。このように工業化を背景に景勝地の破壊が進行したが、一方でこの湖南勝区の指定による風致保護は、その後の都市計画法に基づく風致地区の指定（1937）の基礎となった。

以上、主として大正期における琵琶湖南部の景勝地の保護と利用の一端を、史料の限りににおいて明らかにした。昭和以後の風致の保護と利用、特に実際の風致整備の実態を明らかにすることは今後の課題として残された。

謝辞：本研究にあたり滋賀県（県政史料室）には資料の提供など多大な支援を頂いた。ここに感謝の意を表す。なお、本研究はJPSP 科研費16K21126の助成を受けたものである。

補注及び引用文献

- 1) 田中正大（1981）：日本の自然公園 自然保護と風景保護：相模書房、p.192
- 2) 前掲1），日本の自然公園、p.76
- 3) 大日本博覧会は明治40（1907）年に5年後の開催が決定していた。
- 4) 「本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス」、「前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ仮ニ之ヲ指定スルコトヲ得」（史蹟名勝天然紀念物保存法第1條（新字体））
- 5) 仮指定に対しては法律上何ら期間が決められておらず、實際上、仮指定のままに保留されていた事例も多かった。（小寺駿吉（1940）：現行史蹟名勝紀念物保存制度批判：造園雑誌7巻2号、123-127）
- 6) 村串仁三郎（2005）：国立公園成立史の研究―開発と自然保護の確執を中心に：法政大学出版局、pp.179-180
- 7) 「湖南勝区」の指定は戦後まで受け継がれた。文化財保護委員会（1953）：特別史跡名勝天然記念物史跡名勝天然記念物一覧（昭和28年8月末現在）には一覧に記載されているが、文化財保護委員会（1958）：指定文化財総合目録 昭和33年版 第3：大蔵省印刷局、には記載がない。
- 8) 滋賀県史蹟名勝天然紀念物調査会（1937）：滋賀県名勝調査報告第一冊：滋賀縣、所収の地図に基づく概測による。
- 9) 田村剛（1921）：国立公園の本質：庭園 第3巻2号、7-9
- 10) 前掲1），日本の自然公園、p.213
- 11) 前掲6），国立公園成立史の研究、p.43
- 12) 田村剛（1948）：国立公園講話：明治書院、p.145

- 13) 宮城県立松島公園：前掲1), 日本の自然公園, pp.56-76
- 14) 手嶋潤一 (2006)：日光の風景地計画とその変遷, 随想舎
- 15) 丸山宏 (1995)：近代日本公園史の研究：思文閣書店
- 16) 富士箱根国立公園：前掲6), 国立公園成立史の研究, pp.143-229
- 17) 黒田乃生, 小野良平 (2004)：明治末から昭和初期における史蹟名勝天然記念物保存にみる「風景」の位置づけの変遷：ランドスケープ研究 Vol.67, No.5, 597-600
- 18) 西村幸夫 (2004)：都市保全計画—歴史・文化・自然を活かしたまちづくり：東京大学出版会
- 19) 平澤毅 (2011)：日本における文化遺産としての風致景観の保護と保全：ランドスケープ研究 Vol.74, No.5, 717-720
- 20) 熊谷洋一, 下村彰男, 小野良平 (1995)：マルチオビニオンリーダー本多静六, 日比谷公園の設計から風景の開放へ：ランドスケープ研究 58(4), 349-352
- 21) 小川徹, 真田純子 (2012)：「風景利用策」に見る本多静六の自然風景の利用に対する考え方について：土木学会論文集 D2, Vol.68(1), 38-48
- 22) 滋賀県史編さん委員会編 (1974-1986)：滋賀県史 昭和編 全六巻：滋賀県
- 23) 大津市編 (1942)：大津市史 上中下全三巻：大津市
- 24) 奈良本辰也編 (1962-1963)：新大津市史：大津市役所
- 25) 大津市 (1978-1987)：新修大津市史 五一九巻：大津市
- 26) 山口敬太, 田中倫希, 川崎雅史 (2015)：近代大津の「遊覧都市」建設と都市計画—湖岸埋立と湖岸造道道路整備を中心に—, 土木学会論文集 D2, Vol.71, 39-54
- 27) 前掲 25), 新修大津市史 五巻, pp.482-489
- 28) 中村紅雨編 (1928)：大津市三十年史：湖国舎, pp.17-19
- 29) 滋賀県史編さん委員会編 (1974)：滋賀県史 昭和編第二巻：滋賀県
- 30) 太湖汽船株式会社 (1937)：太湖汽船の五十年：太湖汽船
- 31) 新聞には「十九日午前八時より十時に亙る二時間に博士が特に連日せる風景利用策の発表は近來の大講演たるべきが故に心あるものは萬障を繰合せ参聴すべし」と報じられた, (「大阪朝日新聞京都附録」明治 45 (1912) 年 7 月 19 日付)
- 32) 本多静六 (1913)：森林公園と琵琶湖風景利用策：大日本山林會報 第 365 号, 1-17
- 33) 滋賀縣會 (1913)：大正二年通常滋賀縣會會議録, 第 24 号：53-57, 滋賀県議会図書室蔵
- 34) 滋賀県歴史的文書「風光調査」：森林課, 大て 11, 滋賀県蔵
- 35) 現状維持は奈良「奈良公園, 吉野公園, 石川「金沢公園の維持, その他, 大阪, 京都, 岡山, 山口, 香川, 神奈川, 埼玉, 茨城は「ナシ」。また, これらは本多静六による「松島公園経営案 (1909 年 3 月)」, 「輕井澤遊園地設計方針 (口述, 1911 年 10 月)」, 「木曾風光調査概要 (口述, 1912 年)」, 「厳島公園改良案 (1913 年 9 月)」に対応している。
- 36) 大正三年風光調査実査日誌：滋賀県歴史的文書「大正三年庶務 附風光調査」：庶務課, 大て 12, 滋賀県蔵
- 37) 大阪朝日新聞京都附録, 大正 3 年 (1914) 年 8 月 19, 20 日付
- 38) 滋賀県 (1915)：滋賀縣風光調査報告：滋賀縣, の章構成は以下の通り。第一章 風光調査：(1) 調査の方針, (2) 調査の区域, (3) 調査の結果 (風致的特徴, 風光調査の結果より得たる設備方針) 第二章 風致的計画：(1) 名勝史蹟の保護, (2) 荒廢地の復旧策, (3) 交通機關の改良及統一, (4) 回遊線路網, (5) 遊覽の諸設備 (旅館及飲食店, 遊戯及娛樂の設備), (6) 史蹟名勝の紹介 第三章 計画の實行 / 第四章 第一期計画案：(1) 交通機關 (自転車道, 新設道路, 電車及汽船), (2) 諸設備の施設及改良 (瀬田川沿岸, 膳所及栗津, 大津市, 大津市以北) 附録 第五章 第一期計画区域外の改良, 施設
- 39) 赤木忠晴 (1936)：琵琶湖廻周道路の完成, 道路の改良 第 18 卷 4 号, 124-130
- 40) 「石場一浜大津間の湖畔道路」の具体的計画の内容は, 「湖南汽船会社埋立地 (四十三間半幅) ヲ基準トシテ此区間ヲ埋立テ, 人道, 車道ヲ分チ, 三列ノ並木ヲ植栽セシ七間幅ノ道路ヲ湖畔ニ設ケテ散策道路トス。此道路ハ大津市中最美ノモノヲシムルヲ目的トシ湖上ノ眺望ヲ恣ニナシ得ベキ一種ノ公園の道路トナシ, 湖畔ノ歩道ニハ處々腰掛ヲ配置シ, 湖水ニ面シテハ成ルベク美觀ヲ損セザル建物ノミヲ以テシ, 此間適當ノ箇所ニ兒童ノ遊技場ヲ挟ミ, 現在ノ電車道路ハ埋立地ニ生ズベキ新市街ノ背後ニ來ルベキモノトス。」と記されている。
- 41) 前掲 28), 大津市三十年史, pp.71-76
- 42) 遊覽の設備としては, 湖畔旅館もしくは水上ホテルを含む旅館及び飲食店に加え, 遊戯及び娛樂施設として, 陸上の運動場, 動植物園, 花園, 果樹園, 牧場, 飼食場, 茸狩場, 展望台, 眺望良好な無料休憩所が, さらに水上の競漕場, 貸船, 水泳場, 釣魚場, 觀光漁場が挙げられた。
- 43) 滋賀県 (1915)：滋賀縣風光調査報告：滋賀縣
- 44) 羽根田文明 (1915)：湖國風光論：羽根田文明
- 45) この調査員は, 県立中等学校職員や水産試験場技師, 県史編纂員, 県の理事官, 技師, 視学, 県属が務めた, (滋賀縣 (1928)：滋賀縣史第四卷最近世, 滋賀縣)
- 46) 滋賀県告示第一号：滋賀県公報号外, 大正 10 年 8 月 30 日付
- 47) 文部省教化局總務課 (1939)：史蹟名勝天然記念物一覽 (昭和 14 年 2 月)：文部省
- 48) 以後の指定は, 大阪府「浅香山」昭和 5 年 1 月, 大阪府「箕面山」昭和 5 年 9 月, 鳥取県「南石霞溪」昭和 6 年 4 月, 静岡県「日本平」昭和 7 年 1 月, 滋賀県「醒井峡谷」昭和 10 年 8 月, である。
- 49) 滋賀縣 (1937)：滋賀縣名勝調査報告第一冊：滋賀縣
- 50) 大阪朝日新聞京都附録 大正 10 (1921) 年 9 月 2 日付
- 51) 八景の一つ「比良」が含まれなかったのは, 比良 (山系) がその地に臨んで鑑賞する地点ではなく, 遠景として眺める対象であったためと考えられるが, 浮御堂を中心とする「堅田」が含まれなかった理由は不明である。
- 52) 赤枠の範囲は, 前掲 49) 滋賀縣名勝調査報告第一冊所収の図より, 青枠は滋賀県公報中の指定範囲に関する記述内容や, 上代遺跡及史蹟名勝天然記念物指定地地圖 (滋賀県編：滋賀県史 第六卷 附図, 1927) をもとに作成した。
- 53) 前掲 49), 滋賀縣名勝調査報告第一冊
- 54) 滋賀県歴史的文書「史蹟名勝天然記念物名勝仮指定地域内建物建築に関する書類」(社寺兵事課, 昭せ 41, 滋賀県蔵)
- 55) 滋賀県歴史的文書「事務引継書」(秘書課, 大お 1, 滋賀県蔵)
- 56) 大阪朝日新聞滋賀版, 大正 15 (1926) 年 1 月 5 日付
- 57) 左より順に 1895 年発行正式二万分之一地形図 (陸地測量部)「瀬田」及び「膳所」, 1925 年発行 2 万 5 千分 1 地形図「瀬田」, 1929 年発行 2 万 5 千分 1 地形図「瀬田」
- 58) 滋賀縣會 (1925)：大正十四年通常滋賀縣會會議録 第二十一号 (大正 14 年 12 月 9 日)
- 59) 前掲 25), 新修大津市史 五巻 近代
- 60) 大阪朝日新聞 京都滋賀版, 大正 15 (1926) 年 7 月 15 日付
- 61) 大津工業會長 (1926)：湖南勝区縮小ニ付請願書：滋賀県歴史的文書「史蹟名勝天然記念物」(文化財保護課, 明せ 106, 滋賀県蔵)
- 62) 石山村長 (1927)：湖南名勝勝区改正ノ義ニ付意見開陳書：前掲 61), 滋賀県歴史的文書「史蹟名勝天然記念物」
- 63) 滋賀県告示第 286 号, 滋賀県公報第 173 号によれば, 解除された内容は以下の通りである。
- 一, 山谷川 (下阪本村所在) 以北 但シ山谷川ヲ除ク
- 二, 石山村大字北大路ヨリ同村々道北大路道ニ沿ヒ大字烏居川ニ於テ國道第二號線ニ出テ同線ニ沿ヒ淵田川橋台手前六十二間ノ地點ヨリ北折シテ三十三間ノ處ヨリ水路ニ沿ヒ瀬田川河身直角ニ瀬田町大字橋本ニ至リ川岸ヨリ里道ニ沿ヒ六十間ノ處ヨリ南折シテ國道第二號線ニ合シ同線ニ沿ヒ建部神社大鳥居ヲ見透シタル線ヨリ以北 但シ膳所町大字別保地先ニ於テ盛越川以北三百十間ノ處ヨリ國道ニ沿ヒ百十六間ノ處迄同路線ヨリ湖岸方面全部及右路線ヨリ山手方面へ六十間ニ至ル區間ヲ除ク
- 三, 瀬田川下流下田上村大字太子地内朝宮石山停車場線ト村道 (黒津橋ヨリ大字太子ヲ通シ瀬田川左岸ニ至ル) トノ交叉點ヨリ河身ニ直角ニ石山村大字南郷ニ出テタル見透線ヨリ以南全部
- 64) 大阪朝日新聞滋賀版, 昭和 3 (1928) 年 3 月 1 日付
- 65) 前掲 5), 現行史蹟名勝天然記念物保存制度批判
- 66) 前掲 54), 史蹟名勝天然記念物名勝仮指定地域内建物建築に関する書類
- 67) 内閣 (1937)：大津都市計畫風致地區決定ノ件, 公文雜纂 昭和十二年 第四十八巻 都市計畫三
- 68) 兒玉實 (1937)：大津都市計畫風致地區の指定, 公園緑地 1 卷 4 号, 日本公園緑地協会, 18-23
- 69) 滋賀県歴史的文書「都市計畫滋賀地方委員會第七回議事録」, 滋賀県蔵

(2016.4.16 受付, 2016.12.25 受理)